

大通達甲（警務）第11号
令和5年3月31日

簿冊名	例規(1年)
保存期間	1年
電子供覧対象文書	

本部各課・所・隊長 殿

警 務 部 長

大分県公安委員会審査請求手続規則の運用等について（通達）

大分県公安委員会審査請求手続規則（平成28年大分県公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）の運用等については、「大分県公安委員会審査請求手続規則の運用等について」（令和2年10月29日付け大通達甲（警務）第33号）により実施しているところであるが、この度、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正等に伴い、令和5年4月1日から下記のとおり運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、同日付けで廃止する。

記

1 審理官の指名（規則第3条第2項関係）

(1) 規則第3条第2項の「当該2人以上の審理官を代表する者」とは、2人以上の審理官が行う業務を代表して処理する者をいい、当該2人以上の審理官を代表する者は次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める警察職員とする。

ア 行政処分に係る事務を行った所属の長が警務部警務課長、生活安全部生活安全企画課長、刑事部刑事企画課長、交通部交通企画課長又は警備部警備企画課長（以下「代表課長」という。）である場合 警務部警務課長

イ 行政処分に係る事務を行った所属の長が警察本部の所属長（警務部警務課長、生活安全部生活安全企画課長、刑事部刑事企画課長、交通部交通企画課長及び警備部警備企画課長を除く。）である場合 当該行政処分を行った所属が属する部の代表課長

ウ 行政処分を行った所属の長が警察署長である場合 当該行政処分に係る事務を主管する警察本部の所属の長

(2) 規則第3条第2項の「当該2人以上の審理官が行う事務を調整する者」とは、審理官が行う事務の連絡及び調整を行う者をいい、警務部監察課長がこれに当たる。

2 審理経過調書（規則第3条第5項関係）

規則第3条第5項の審理経過調書には、おおむね次に掲げる事項を記載すること。

なお、審理経過調書には、審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件であって、裁決等に当たり参考とする必要があると認められるものを添付すること。

(1) 審査請求の件名及び日時並びに審査請求人の氏名及び住所

(2) 審査請求の要旨

- (3) 参加人の氏名及び参加の趣旨
- (4) 処分庁等（審査庁が処分庁等である場合を含む。）の弁明の要旨
- (5) 審査請求人の反論及び参加人の意見の要旨
- (6) 口頭意見陳述の要旨及び補佐人の氏名
- (7) 参考人の陳述、鑑定、検証及び審理関係人への質問の要点
- (8) 審理官の職名及び氏名

3 提出書類の閲覧等（規則第23条関係）

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第3項の規定による指定は、提出書類閲覧日時等指定書（規則第3号様式）を送付して行うこととされているが、閲覧する書類についてその写しの交付を求められている場合は、提出書類閲覧日時等指定書により、警察本部の会議室等を閲覧の場所に指定すること。
- (2) 大分県使用料及び手数料条例（昭和31年大分県条例第27号）に定める法に基づく提出書類の写し等の交付手数料（以下「行服関係手数料」という。）の徴収については、次に定めるところにより処理すること。

ア 行服関係手数料の徴収等のための金銭出納員を置く所属 当該所属において大分県会計規則（昭和49年大分県規則第10号）に基づく収入に係る事務を行うこと。

イ 行服関係手数料の徴収等のための金銭出納員を置かない所属 会計管理局会計課出納決算班に収入に係る事務を引き継ぐこと。

4 審理官に関する規定の適用除外等（規則第28条関係）

個人情報の保護に関する法律第106条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求及び大分県情報公開条例（平成12年大分県条例第47号）第15条の2に規定する公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求（以下「情報公開等審査請求」という。）が審理員に関する規定を適用しないこととされていることから、大分県公安委員会に対する情報公開等審査請求に係る審理手続についても、審理官に関する規定を適用しない。

（警務課法制係）